

千葉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成25年10月22日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

25千総総第709号
平成25年10月17日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 黒宮 昇 様
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度監査報告第8号、平成23年度監査報告第10号、平成24年度監査報告第8号及び平成25年度監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 転落防止柵の設計を適正に行うべきもの [都市局：千葉港黒砂台線道路築造工事]</p> <p>防護柵の設置基準等によると、歩行者等の転落を防止するために必要と認められる区間においては、道路及び交通の状況を踏まえて歩行者自転車用柵（以下「転落防止柵」という。）を歩行者等が容易にすり抜けられないように設置するものとされ、柵の棧間隔及び柵の下端と路面との間隔は、15センチメートル以下とすることが望ましいとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、車道との高低差が約5メートルある両側の歩道に、転落防止柵を設置していたが、一部の箇所では柵の下端と路面との間隔が41センチメートルとなっているため、幼児等がすり抜けて転落する可能性がある。</p> <p>転落防止柵の設計については、防護柵の設置基準等に基づき適正に行われた。</p>	<p>転落防止柵の設計については、平成25年4月26日に都市部長から都市部各所属長に対し文書で通知し、防護柵の設置基準等に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、転落防止柵の下端と路面との間隔については、平成25年4月に、路面にかさ上げコンクリートを打設し、同基準等に基づき、歩行者等が容易にすり抜けられないよう改修した。</p>
<p>イ 交通誘導警備員の設計単価を適正に積算すべきもの [都市局：千葉市立松ヶ丘中学校改築工事、千葉市緑区役所空調・熱源設備改修工事]</p> <p>公共建築工事積算基準によると、工事車両等の誘導を行う交通誘導警備員の費用については、必要に応じて設計金額に計上するとされている。</p> <p>また、交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則に基づき千葉県公安委員会が定めた路線で行う警備業務については、検定合格警備員を配置することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、警備業務を行う工事場所に接する路線が検定合格警備員の配置が必要でないにもかかわらず、検定合格警備員の設計単価を用いて積算していた。</p> <p>交通誘導警備員の設計単価については、</p>	<p>交通誘導警備員の設計単価については、平成25年4月22日に建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準に基づき適正に積算するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、建築部においては、工事担当課の職員を対象に研修会を開催し、交通誘導警備員の設計単価について確認を行った。</p>

<p>公共建築工事積算基準に基づき適正に積算されたい。</p>	
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 高所作業における作業員の安全を確保すべきもの〔都市局：モノレール小倉台駅昇降機上屋設置工事、千葉市幕張公民館昇降機設置建築工事〕</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、足場を組み立てるなどの方法により作業床を設けなければならないとされ、また作業床を設けることが困難なときは、防網を張り労働者に安全帯を使用させるなど墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、鉄骨の組立て作業でボルトを締める際に、高さ2メートル以上の箇所で墜落の危険性があるにもかかわらず、足場の設置又は防網を張ったうえで安全帯を使用させるなどの措置が行われていなかった。</p> <p>高所作業においては、労働安全衛生規則を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。</p>	<p>高所作業における作業員の安全確保については、平成25年4月22日に建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、事故を未然に防止するため、労働安全衛生規則等を遵守し、安全確保に努める指導を受注者に対して行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、建築部においては、工事担当課の職員を対象に研修会を開催し、工事における安全対策等について確認を行った。</p>
<p>イ 解体作業における作業員の安全を確保すべきもの〔都市局：千葉市立弁天小学校校舎耐震補強工事〕</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、建築物を解体する際に墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ、作業の方法及び順序を作業に従事する労働者に周知させることとされている。</p> <p>また、建築工事安全施工技術指針等によると、脚立の据付け面は4点設置とし、沈み、がたつきがないように水平に設置することとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、2階図書室のコンクリート壁を解体するため壁の上部に切込みを入れる作業を行う際</p>	<p>解体作業における作業員の安全確保については、平成25年4月22日に建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、事故を未然に防止するため、労働安全衛生規則等を遵守し、安全確保に努める指導を受注者に対して行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、建築部においては、工事担当課の職員を対象に研修会を開催し、工事における安全対策等について確認を行った。</p>

に、受注者が作業の方法や手順などを作業員に周知させなかったことから、作業員がコンクリートガラが散乱する不安定な場所に脚立を設置して作業を行い、作業終了後に脚立から降りる際に落下し、左腕を骨折する事故が発生した。

解体作業においては、労働安全衛生規則等を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。